

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
6月4日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 救急病院の認定 (医療政策課) 三
- 保安林指定の解除 (平生町) (森林整備課) 三
- 保安林予定森林 (萩市) (森林整備課) 四
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) 四
- 公安委公告
一般競争入札の実施 五



山口県告示第三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年六月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社
住 所 周南市開成町四九八八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー・ファインケム株式会社第三工場
所在地 周南市開成町四九八八番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	造			使用の方法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間
三一一八 (二基)	(kg/日) 六一	令和元、 六、二五	令和元、 六、二五	令和元、 六、二五	連 続	二四時間 変動なし
四六一イ (二基)	(N ³ /m ³ ・日) 六九六・三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	(N ³ /m ³ ・日) 六九六	〃	〃	〃	〃	〃
四六一ロ	(kg/日) 五八三	〃	〃	〃	断 続	一時間
〃	(kg/日) 三三三	令和元、 八、一五	令和元、 九、一	令和元、 九、一	〃	二四時間
四六一ニ	(m ³ /分) 六〇	令和元、 六、二五	令和元、 六、二五	令和元、 六、二五	連 続	〃
〃	(ℓ/分) 二〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	(m ³ /時) 一〇・八	〃	〃	〃	〃	〃
〃	(m ³ /時) 六・六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	(m ³ /時) 四・二	〃	〃	〃	〃	〃
七一の六	(kg/回) 六六一	〃	〃	〃	断 続	〃

備考 「三一一八」、「四六一イ」、「四六一ロ」及び「四六一ニ」並びに「七一の六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十一号のメタン誘導品製造業の用に供するフロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びる過施設、同表第

四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種	類	汚水等の値		汚染物質の量		状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)			
		通	最大	通	最大	通	最大	通	最大		
七	一	四	三	五〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇〇〇	検出せず	検出せず	三〇〇	五〇〇	〇・三六	〇・二二
〃	〃	〃	〃	一一一	三三二	〃	〃	三	五	一・二	一・二
〃	〃	一	二	〃	〃	二	〃	〃	〃	一・九	一・九
〃	〃	〃	〃	一	一	〃	〃	検出せず	検出せず	〇・五	〇・五
〃	〃	二	一	一一一	三三二	〃	〃	三	五	〇・二四	〇・二四
四	六	一	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇	〃	〃	三〇〇	五〇〇	〇・〇〇	〇・〇一
〃	〃	三	一	一、五三三、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇	〃	〃	四、〇三〇	四、〇三〇	〇・一九	〇・一九
四	六	四	三	四九、〇〇〇	四九、〇〇〇	検出せず	検出せず	〃	〃	〇・四四	〇・四四
〃	〃	一	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・六	一・六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	一	三	二	一一一	三三二	二	〃	検出せず	検出せず	〇・二二	〇・二二
三	一	三	二	一一一	三三二	二	〃	検出せず	検出せず	〇・二二	〇・二二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種	類	構	造	能	(m ³ /日)	力	処理の方式	使用時間	間隔	の一日使用時間	概	季節的変動の要	年	工事着手予定日	年	工事完成予定日	年	使用開始予定日
七	一	四	三	五〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇〇〇	検出せず	検出せず	三〇〇	五〇〇	〇・三六	〇・二二	〃	〃	〃	〇・三六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	一一一	三三二	〃	〃	三	五	一・二	一・二	〃	〃	〃	一・二	〃	〃	〃
〃	〃	一	二	〃	〃	二	〃	〃	〃	一・九	一・九	〃	〃	〃	一・九	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	一	一	〃	〃	検出せず	検出せず	〇・五	〇・五	〃	〃	〃	〇・五	〃	〃	〃
〃	〃	二	一	一一一	三三二	〃	〃	三	五	〇・二四	〇・二四	〃	〃	〃	〇・二四	〃	〃	〃
四	六	一	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇	〃	〃	三〇〇	五〇〇	〇・〇〇	〇・〇一	〃	〃	〃	〇・〇〇	〃	〃	〃
〃	〃	三	一	一、五三三、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇	〃	〃	四、〇三〇	四、〇三〇	〇・一九	〇・一九	〃	〃	〃	〇・一九	〃	〃	〃
四	六	四	三	四九、〇〇〇	四九、〇〇〇	検出せず	検出せず	〃	〃	〇・四四	〇・四四	〃	〃	〃	〇・四四	〃	〃	〃
〃	〃	一	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・六	一・六	〃	〃	〃	一・六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	一	三	二	一一一	三三二	二	〃	検出せず	検出せず	〇・二二	〇・二二	〃	〃	〃	〇・二二	〃	〃	〃
三	一	三	二	一一一	三三二	二	〃	検出せず	検出せず	〇・二二	〇・二二	〃	〃	〃	〇・二二	〃	〃	〃

排水処理設備	排水処理塔
鋼板製 コンクリート製・	樹脂ライニング・ 鋼板製
五〇	三〇
中和・凝集沈殿	活性炭吸着
〃	連
〃	続
〃	二四時間
〃	変動なし
〃	令和元、六、二五
〃	令和元、六、二五
〃	令和元、六、二五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
排水処理塔	処理前	〃	三	二	一	二	二〇・七
	処理後	〃	三	二	一	二	
排水処理設備	処理前	〃	六・五	五	〃	〃	〃
	処理後	六・五	五	〃	〃	〃	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
No. 1 排 水 口	七	二九	一〇	九〇〇
No. 2 排 水 口	〃	二二	〃	一〇
No. 3 排 水 口	七・一	七	三〇	四一・七

山口県告示第三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
医療法人緑山会鹿野博 周南市大字鹿野下一二六一の一 令和四、五、二七
愛病院

山口県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡平生町大字尾国字道口一〇〇四五の三(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
魚つき
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字椿東字鳥越二六〇の一、二六〇の七
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



- (一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年六月四日から同年十月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
- 令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめマート三田尻
所在地 防府市大字新田一一の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	尻(仮称) ゆめマート防府三田	ゆめマート三田尻

- 四 届出年月日
令和元年五月八日
- 五 変更年月日
平成三十一年四月二十三日

- (二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年六月四日から同年十月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめマート南小野田
 所在地 山陽小野田市高栄二丁目六四六五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称) ゆめマート南小野田	ゆめマート南小野田

- 四 届出年月日
 令和元年五月八日
- 五 変更年月日
 平成三十一年四月三十日

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 次に掲げる物品等の購入
- (一) 物品等の名称及び数量
 交通信号灯器 八四九台
- (二) 物品等の特質等



入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和元年九月二十六日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和元年六月四日から同年七月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課
受領期限

(三) 令和元年七月十七日午後三時(入札書を持参する場合は、令和元年七月十八日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

七 令和元年七月十八日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年七月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三三〇一

一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 849

(3) Delivery period: September 26, 2019

(4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters,

1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 17, 2019(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 18, 2019)

令和元年六月四日印刷
令和元年六月四日発行

発行所 山口県庁
山口県知事